第三条第四項中「いずれか」を「とおり」に改める。

第五条第四項中「を定める件」を削り、「同項第二号イ」を「同項第二号ロ」に改める。

第四　吉野熊野国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十二年九月環境庁告示第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「第十一条第二十二項」を「第十一条第二十三項」に、「第二を」を「第二号を」に改める。

第十五　山陰海岸国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例（平成十二年十月環境庁告示第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四号中「城崎郡」を「豊岡市」に、「、同郡」を「、同市」に、「同郡香住町大字鎧及び大字余部小字御崎」を「美方郡香美町香住区大字鎧及び大字余部小字御崎」に改め、同項第五号中「城崎郡」を「豊岡市」に改め、同項第十一号中「岩見郡福部村」を「同市福部町」に改める。

第二条中「第十一条第十六項」を「第十一条第十七項」に改める。

第九条第三項中「第十一条第二十二項」を「第十一条第二十三項」に改める。

第十一条第三項中「第十一条第十九項」を「第十一条第二十項」に、「、鳥取市若しくは岩美郡福部村」を「若しくは鳥取市」に改め、同条第四項中「第十一条第二十八項」を「第十一条第三十一項」に、「第十四条第三項第六号及び第九号」を「第二十一条第三項第六号及び第十号」に、「、鳥取市又は岩美群福部村」を「若しくは鳥取市」に改める。

第十六　大山隠岐国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十二年十月環境庁告示第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「を定める件」を削り、「同項第二号イ」を「同項第二号ロ」に改める。

第十七　瀬戸内海国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十二年十月環境庁告示第六十七号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第十一条第十六項」を「第十一条第十七項」に、「第十七条第三項等」を「第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項」に、「第十七条第六項等」を「第二十条第六項、第二十一条第六項又は第二十二条第六項」に改める。

第九条第二項、第十一条第二項、第十三条第二項、第十四条第三項、第十五条第四項及び第十六条第二項中「を定める件」を削り、同条第五項中「第十一条第二十二項」を「第十一条第二十三項」に改め、「第二号」の次に「及び第二号の二」を加える。

第十八　西海国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十三年三月環境省告示第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十一条第二十二項」を「第十一条第二十三項」に改める。

○防衛省告示第百二十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年六月二十四日　防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年七月一日から同月四日までの間（予備、同月五日）、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度〇九分五二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒　北緯三一度四七分一二秒

(エ)　東経一二八度〇九分五二秒　北緯三二度二〇分一二秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機一機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十一号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年六月二十四日　防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年七月一日及び同月二日（予備、同月三日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

(イ)　北緯二五度四二分一五秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十二号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年六月二十四日　防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年七月一日及び同月二日（予備、同月三日）の毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十三号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十五年六月二十四日　防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十五年七月一日及び同月二日（予備、同月三日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。